

## 1 浦添市における障がい者等の現況

### (1) 浦添市における障がい者数の推移

#### ○身体障がい者

浦添市の身体障害手帳保持者数は、平成 31 年 3 月末現在 4,569 人（浦添市の人口 114,059 人の約 4%）となっています。

平成 26 年からの推移をみると、身体障害者手帳の保持者数は増加傾向にあり、11.2% 増加しています。

#### ○身体障害者手帳年度別推移（各年度 3 月末現在）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数	4,108	4,326	4,348	4,543	4,569

出典：浦添市「令和元年度福祉保健の概要」

#### ○知的障がい者

本市の療育手帳保持者数は、平成 30 年 3 月末現在で 1,131 人（浦添市の人口 114,059 人の約 1%）となっており、A1 が約 1 割、A2 が 2 割強、B1 が 3 割弱、B2 が約 4 割を占めています。平成 26 年からの推移をみると、療育手帳保持者数は増加傾向にあり、B2 の保持者数が特に増えています。

#### ○療育手帳所持者数（各年度 3 月末現在）（）内は 18 歳未満を再掲

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
A1〔最重度〕	92 (17)	93 (17)	101 (18)	114 (20)	119 (17)
A2〔重度〕	221 (62)	231 (57)	232 (49)	240 (48)	259 (52)
B1〔中度〕	247 (62)	262 (70)	288 (76)	290 (76)	297 (72)
B2〔軽度〕	321 (127)	364 (160)	393 (177)	429 (190)	456 (200)
合計	881 (268)	950 (304)	1,014 (320)	1,073 (334)	1,131 (341)

出典：浦添市「令和元年度福祉保健の概要」

### ○精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳保持者数は、平成 30 年 3 月末現在で 1,620 人（浦添市の人口 114,059 人の約 1.4%）となっており、等級別では、2 級が 955 人と最も多く、6 割弱を占めています。平成 26 年からの推移をみると、精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加傾向にあり、2 級の保持者が特に増えています。

#### ○精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度 3 月末現在）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 級	331	384	388	412	417
2 級	772	816	838	885	955
3 級	172	193	223	243	248
合計	1,275	1,393	1,449	1,540	1,620

出典：浦添市「令和元年度福祉保健の概要」

## (2) 浦添市内の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所

本市の令和3年3月1日現在の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業は下記の通りとなっています。

※沖縄県HP「障害福祉サービス指定事業所情報」より

サービスの種類	
事業所名称	住所
<b>居宅介護(23事業所)</b>	
浦添中央ケアセンター	浦添市西原1-13-1
ヘルパーステーショントライ	浦添市西原4丁目39番7号-607
ヘルパーステーション星	浦添市前田西原3丁目9-1 石川荘102号室
地域生活支援センターEnjoy	浦添市前田1004-9
ヘルパーステーションばれっと	浦添市仲間一丁目7-9 403号室
ヘルパーステーションー心	浦添市仲間一丁目4番11号 山田アパートA棟 102号室
ヘルパーステーションりみら	浦添市仲間2丁目5番3号 Dクレスト浦添6-A
ケアセンターココロずまいる	浦添市当山2丁目17番11
ヘルパーステーション福寿	浦添市当山2-10-10
ヘルパーステーション小枝	浦添市経塚350番地
訪問介護 いちご	浦添市字大平504番地マンション長浜1F
寿楽ケアステーション	浦添市大平503-5 ベルグ大平102
ヘルパーステーションおりじん	浦添市安波茶三丁目5番2-101号
ヘルパーステーションにじ	浦添市仲西三丁目15番1号1階
ヘルパーステーション咲き	浦添市宮城3-9-14パティオB's II 101
訪問介護ステーションみらい	浦添市宮城4-20-7
ヘルパーステーションりん	浦添市宮城3-13-12 仲西マンション1F
ヘルパーステーション中西	浦添市宮城1-14-1 吉長7アパート106
ウーバーケア浦添店	浦添市屋重祖1丁目4番8号 フレックハイム1階102号室
居宅介護事業所 H2O	浦添市牧港一丁目56番5号 太永マンションC棟308号室
訪問介護サービス かなさ	浦添市伊祖4-18-2
ヘルパーステーションらくだ	浦添市伊祖4-16-1(アルカディアビル内)
ヘルパーステーション こうろん	浦添市城間2丁目2番6号 MANSION MIYAGI306
<b>重度訪問介護(20事業所)</b>	
浦添中央ケアセンター	浦添市西原1-13-1
ヘルパーステーション星	浦添市前田西原3丁目9-1 石川荘102号室
ヘルパーステーションばれっと	浦添市仲間一丁目7-9 403号室
ヘルパーステーションー心	浦添市仲間一丁目4番11号 山田アパートA棟 102号室
ヘルパーステーションりみら	浦添市仲間2丁目5番3号 Dクレスト浦添6-A
ヘルパーステーション福寿	浦添市当山2-10-10
ヘルパーステーション小枝	浦添市経塚350番地
訪問介護 いちご	浦添市字大平504番地マンション長浜1F
寿楽ケアステーション	浦添市大平503-5 ベルグ大平102
ヘルパーステーションおりじん	浦添市安波茶三丁目5番2-101号
ヘルパーステーションにじ	浦添市仲西三丁目15番1号1階
ヘルパーステーション咲き	浦添市宮城3-9-14パティオB's II 101
訪問介護ステーションみらい	浦添市宮城4-20-7
ヘルパーステーションりん	浦添市宮城3-13-12 仲西マンション1F
ヘルパーステーション中西	浦添市宮城1-14-1 吉長7アパート106
ウーバーケア浦添店	浦添市屋重祖1丁目4番8号 フレックハイム1階102号室
居宅介護事業所 H2O	浦添市牧港一丁目56番5号 太永マンションC棟308号室
訪問介護サービス かなさ	浦添市伊祖4-18-2
ヘルパーステーションらくだ	浦添市伊祖4-16-1(アルカディアビル内)
ヘルパーステーション こうろん	浦添市城間2丁目2番6号 MANSION MIYAGI306
<b>行動援護(3事業所)</b>	
ヘルパーステーショントライ	浦添市西原4丁目39番7号-607
地域生活支援センターEnjoy	浦添市前田1004-9
居宅介護事業所 H2O	浦添市牧港一丁目56番5号 太永マンションC棟308号室
<b>同行援護(7事業所)</b>	
ヘルパーステーショントライ	浦添市西原4丁目39番7号-607
ヘルパーステーションばれっと	浦添市仲間一丁目7-9 403号室
ヘルパーステーションー心	浦添市仲間一丁目4番11号 山田アパートA棟 102号室
ヘルパーステーションにじ	浦添市仲西三丁目15番1号1階
ヘルパーステーション咲き	浦添市宮城3-9-14パティオB's II 101
訪問介護ステーションみらい	浦添市宮城4-20-7
ヘルパーステーション中西	浦添市宮城1-14-1 吉長7アパート106
<b>重度障害者等包括支援</b>	
※実施事業所なし	

サービスの種類	
事業所名称	住所
<b>生活介護(7事業所)</b>	
障がい者通所支援センターこみかん	浦添市西原1-10-1
社会就労センターわかたけ	浦添市宇前田998-3
りぼーん	浦添市前田4-1374-25
沖縄療育園 ビノキオ	浦添市経塚714
そる	浦添市城間3丁目13番13号 101号室・201号室
生活介護そら	浦添市城間3008-2番地
障害者支援施設 沖縄コロニーセンター	浦添市宮城4-9-7
<b>自立訓練(機能訓練)</b>	
※実施事業所なし	
<b>自立訓練(生活訓練)(6事業所)</b>	
障害者地域生活支援センターそなえ会	浦添市仲間1-1-2
自立訓練事業所 経塚苑	浦添市経塚348番地
指定障がい福祉サービス事業所叶e	浦添市内間4丁目2番11号202
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結	浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F
生活訓練事業所 なちゅら	浦添市宮城4丁目22番6-101号 マンションMK
Bowl JoB	浦添市伊祖1-5-2
<b>宿泊型自立訓練(1事業所)</b>	
自立訓練事業所 経塚苑	浦添市経塚348番地
<b>就労移行支援(一般型)(8事業所)</b>	
社会就労センターわかたけ	浦添市宇前田998-3
アンジュ	浦添市当山2丁目36番3号2階
就労支援事業所 就労プラザわく・わく	浦添市経塚346番地
障がい者就労・自立支援センターぐっぴい	浦添市安波茶3丁目4番6号宮城荘101
GoRiLi	浦添市勢理客2丁目23番5号
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結	浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F
就労移行事業所 なちゅら	浦添市宮城4丁目22番6-101号 マンションMK
Bowl JoB	浦添市伊祖1-5-2
<b>就労継続支援(A型)(8事業所)</b>	
ウエリナ	浦添市大平一丁目35番3号
サンクスラボ・浦添オフィス	浦添市内間3丁目3番地20号 JG津覇 305号室
障がい者ITサポートおきなわ	浦添市内間5丁目4番3号 ハウジングシーサー101号
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結	浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F
就労継続支援事業所 沖縄コロニーセンター	浦添市宮城4-9-17
久樹	浦添市牧港2-1-3コーポ レ・セーナ101
ワークイズムことぶき家	浦添市伊祖3丁目14-20
就労継続支援施設 みのりの会	浦添市城間2680番地3 ロイヤルNYマンション302
<b>就労継続支援(B型)(19事業所)</b>	
就労支援リアン	浦添市西原一丁目8番11号 1階
社会就労センターわかたけ	浦添市宇前田998-3
障害者地域生活支援センターそなえ会	浦添市仲間1-1-2
アンジュ	浦添市当山2丁目36番3号2階
アルバ	浦添市当山2丁目36番3号1階
就労支援事業所 就労プラザわく・わく	浦添市経塚346番地
障がい者就労・自立支援センターぐっぴい	浦添市安波茶3丁目4番6号宮城荘101
指定障がい福祉サービス事業所 叶e	浦添市内間4丁目2番11号202
障がい者ITサポートおきなわ	浦添市内間5丁目4番3号 ハウジングシーサー101号
たどり舎	浦添市勢理客3-11-9 102号
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結	浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F
就労継続支援事業所 沖縄コロニーセンター	浦添市宮城4-9-17
障がい者支援事業所うりずん	浦添市宮城4-1-6-101
就労継続支援B型事業所 パートナーサポートセンター	浦添市屋富祖3丁目7-1 名嘉ビル6階
きずなのえん	浦添市屋富祖1-4-10
就労継続支援B型事業所ほかほか	浦添市伊祖一丁目32番7号 101号室
障がい者就労支援センター すばる	浦添市城間2丁目27番2号
就労サポートセンター そら	浦添市城間3008-2番地
就労継続支援施設 みのりの会	浦添市城間2680番地3 ロイヤルNYマンション302
<b>短期入所(3事業所)</b>	
地域生活支援センターEnjoy	浦添市前田1004-9
沖縄療育園	浦添市経塚714
障害者支援施設 沖縄コロニーセンター	浦添市宮城4-9-7
<b>療養介護(1事業所)</b>	
沖縄療育園	浦添市経塚714
<b>共同生活援助(8事業所)</b>	
みかん グループホーム	浦添市西原一丁目14番30号
グループホームむひば	浦添市前田1004番地9
グループホームよつ葉	浦添市前田1-9-13石川マンション1F
グループホームくらーぱー	浦添市沢岬974-20
グループホーム ベタニア	浦添市沢岬1-6-9
あじまあ安波茶	浦添市安波茶三丁目34番6号
グループホームファーストサークル	浦添市牧港2丁目15番3号 コーポ水無月303
グループホーム みのりの会	浦添市城間2680番地3 ロイヤルNYマンション302号室

サービスの種類	
事業所名称	住所
<b>施設入所支援(1事業所)</b>	
障害者支援施設 沖縄コロニーセンター	浦添市宮城4-9-7
<b>計画相談支援(12事業所)</b>	
相談支援事業所 ちむちむ	浦添市西原1-1-22 ハレスミヤザト101
相談支援事業所 あたたかな手	浦添市前田一丁目48番8号 202号室
コロニー相談支援センターうらそえ	浦添市前田997番地
地域生活支援センター Enjoy	浦添市前田字998番地の3
ピアサポートセンターほると	浦添市仲間1丁目1番2号
生活支援センターあおぞら	浦添市大平1-23-13
相談支援事業所おりじん	浦添市安波茶1丁目8番16号 1F
相談支援事業所 ばれっと	浦添市内間2丁目22番27号 ドミールうちま101号
相談支援事業所デライト	浦添市内間2-22-28 クオーレB 402
相談支援事業所 かりゆし結々	浦添市仲西1丁目2番2号 ウイングビル6F
相談支援事業所 ぶらな	浦添市宮城4-22-6-101 マンションMK
相談支援センターふわり	浦添市宮城3丁目13-12 1F
相談支援事業所アンジュ	浦添市伊祖一丁目12番2号 2階
相談支援センターぼぼろ	浦添市伊祖3丁目4番12号 205号室
相談支援事業所 ゆんたく	浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階
<b>地域移行支援(4事業所)</b>	
地域生活支援センター Enjoy	浦添市前田1004-9
ピアサポートセンターほると	浦添市仲間1-1-2 浦添市福祉プラザ内
生活支援センター あおぞら	浦添市大平1丁目23番13号
相談支援事業所 ゆんたく	浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階
<b>地域定着支援(4事業所)</b>	
地域生活支援センター Enjoy	浦添市前田1004-9
ピアサポートセンターほると	浦添市仲間1-1-2 浦添市福祉プラザ内
生活支援センター あおぞら	浦添市大平1丁目23番13号
相談支援事業所 ゆんたく	浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階
<b>宿泊型自立訓練(1事業所)</b>	
自立訓練事業所 経塚苑	浦添市経塚348番地
<b>自立生活援助(1事業所)</b>	
自立訓練事業所 経塚苑	浦添市経塚348番地
<b>就労定着支援(2事業所)</b>	
就労支援事業所 就労プラザわく・わく	浦添市経塚346番地
Bowl JoB	浦添市伊祖1-5-2

■浦添市内の障害児通所支援事業所

※沖縄県HP「障害福祉サービス指定事業所情報」より

サービスの種類	
事業所名称	住所
<b>児童発達支援(23事業所)</b>	
ビスティス	浦添市前田1052-3
コロニー児童デイサービスまえた(児童発達支援)	浦添市前田1158番地
MANA	浦添市前田一丁目48番1号コーポ石川1階102号
ペーテルの夢	浦添市前田一丁目5-5 エスポワール前川101
ペーテルの夢Ⅱ	浦添市字前田636-2 アリュール201
チャイルドサポートうらそえ	浦添市前田一丁目1367番地8 1階
そらごころ絆	浦添市当山2丁目9-1 アーバンハウス浦西101
浦添市障害児通所支援事業所「たんぼぼ園」	浦添市経塚1-17-1(経塚ゆいまーるセンター2F)
グロウアップサポート ひと業	浦添市経塚441番地 コーポ吉嶺1階
しあわせ駅	浦添市沢岬1-6-9
児童デイサービス・アニマートうらそえ	浦添市大平一丁目14番6号 エンゼルハイム101号室
キープ浦添 ことばの教室Kids	浦添市屋富祖2丁目4番10号ラインビル4F
キープ浦添ことばの教室	浦添市屋富祖2-4-10-3F
レジリエンス・スポーツセンター	浦添市屋富祖二丁目3番1号1階・2階・3階
こっこ	浦添市伊祖2-25-16
こどもデイサービス こころ	浦添市伊祖一丁目9番19号
キッズハウスOkay	浦添市伊祖一丁目32番2号
ハッピースカイ	浦添市伊祖三丁目2番地9 メゾンNagama 101号室
きらりはーと浦添校	浦添市城間四丁目5番1号 久場川ビル2階
レジリエンス・スポーツクラブ	浦添市城間四丁目15番8号 1階2階
こどもプラス浦添教室	浦添市港川507番地8 1階
チャイルドハウスNIMI	浦添市港川一丁目16番3号
子ども療育ステーション ここふわ 港川	浦添市港川2-31-7
<b>医療型児童発達支援</b>	
※実施事業所なし	
<b>放課後等デイサービス(33事業所)</b>	
児童デイサービスこみかん	浦添市西原1-10-1
児童デイサービス 薫子	浦添市前田1004-9
ビスティス	浦添市前田1052-3
MANA	浦添市前田一丁目48番1号コーポ石川1階102号
ペーテルの夢	浦添市前田一丁目5-5 エスポワール前川101
ペーテルの夢Ⅱ	浦添市字前田636-2 アリュール201
チャイルドサポートうらそえ	浦添市前田一丁目1367番地8 1階
浦添市社会福祉協議会放課後等デイサービス事業所「遊友」	浦添市仲間1丁目10番7号浦添市社会福祉センター2階事務所
そらごころ絆	浦添市当山2丁目9-1 アーバンハウス浦西101
グロウアップサポート ひと業	浦添市経塚441番地 コーポ吉嶺1階
しあわせ駅	浦添市沢岬1-6-9
しあわせ駅 経塚	浦添市沢岬1-945-3
児童デイサービス・アニマートうらそえ	浦添市大平一丁目14番6号 エンゼルハイム101号室
コロニー児童デイサービス あはちゃ	浦添市安波茶1-26-2
コロニー児童デイサービス みやぎ	浦添市宮城4-9-17
キープ浦添 ことばの教室Kids	浦添市屋富祖2丁目4番10号ラインビル4F
キープ浦添ことばの教室	浦添市屋富祖2-4-10-3F
児童デイサービス ビュア	浦添市屋富祖1-4-3 タウンハイツ仲里101号室
レジリエンス・スポーツセンター	浦添市屋富祖二丁目3番1号1階・2階・3階
児童通所支援事業所りらく浦添	浦添市屋富祖三丁目7番1号 名嘉ビル2階、3階
こっこ	浦添市伊祖2-25-16
こどもデイサービス こころ	浦添市伊祖一丁目9番19号
ドリームスクールえる	浦添市伊祖3丁目1番7 奥平アパート202号室
キッズハウスOkay	浦添市伊祖一丁目32番2号
ドリームスクール らら	浦添市伊祖3丁目4番12号 伊々寿スポット205室
ハッピースカイ	浦添市伊祖三丁目2番地9 メゾンNagama 101号室
ドユーラボでだこ	浦添市伊祖二丁目30番17号1階
生き生き運動クラブ	浦添市城間4-3-3-202
きらりはーと浦添校	浦添市城間四丁目5番1号 久場川ビル2階
レジリエンス・スポーツクラブ	浦添市城間四丁目15番8号 1階2階
こどもプラス浦添教室	浦添市港川507番地8 1階
チャイルドハウスNIMI	浦添市港川一丁目16番3号
子ども療育ステーション ここふわ 港川	浦添市港川2-31-7
<b>保育所等訪問支援(1事業所)</b>	
ペーテルの夢	浦添市前田一丁目5-5 エスポワール前川101

サービスの種類	
事業所名称	住所
<b>障がい児相談支援(14事業所)</b>	
相談支援事業所 ちむちむ	浦添市西原1-1-22 ハレスミヤザト101
地域生活支援センターEnjoy	浦添市前田1004-9
コロニー相談支援センターうらそえ	浦添市前田997番地
相談支援事業所 あたたかな手	浦添市前田1丁目48番8号 202号室
ピアサポートセンターほると	浦添市仲間1丁目1番2号
生活支援センターあおぞら	浦添市大平1-23-13
相談支援事業所デライト	浦添市内間2-22-28 クォーレB 402
相談支援事業所 ぱれっと	浦添市内間2丁目22番27号 ドミールうちま101号
相談支援事業所かりゆし結々	浦添市仲西1丁目2番2号 ウイングビル6F
相談支援センターふわり	浦添市宮城3丁目13-12 1F
相談支援事業所 ふらな	浦添市宮城4丁目22番6号 マンションMK101
相談支援事業所アンジュ	浦添市伊祖一丁目12番2号 2階
相談支援センターぼぼろ	浦添市伊祖3丁目4番12号 205号室
相談支援事業所 ゆんたく	浦添市経塚346番地
<b>医療型障がい児入所支援(1事業所)</b>	
沖縄療育園	浦添市経塚714番地

■浦添市内の重症心身障害児対象の障害児通所支援事業所

サービスの種類	
事業所名称	住所
<b>児童発達支援(4事業所)</b>	
児童デイサービス ゆうわ 浦添	沖縄県浦添市西原6-7-20
児童デイサービスゆうわ浦西	沖縄県浦添市西原6-7-20-2F
沖縄療育園 ピノキオ	沖縄県浦添市経塚714
ぱれっとKid's	沖縄県浦添市内間二丁目22番27号 101号室
<b>放課後等デイサービス(3事業所)</b>	
児童デイサービス ゆうわ 浦添	浦添市西原6-7-20
児童デイサービスゆうわ浦西	浦添市西原6-7-20-2F
ぱれっとKid's	浦添市内間二丁目22番27号 101号室

## 2 障がい者（児）の「生活実態」及び「意識」に関するアンケート調査

### （1）調査の目的

本調査は「第4次てだこ障がい者プラン」の改訂にあたり、本市における障がいのある方の日常生活の状況や各種サービスに関するご意見などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しています。

### （2）調査の対象者

調査対象者として、浦添市在住の65歳未満の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）保持者2,600人を無作為に抽出しています。

### （3）アンケート実施期間

令和2年7月16日（木）～令和2年8月5日（水）

### （4）調査方法

郵送による配布回収

### （5）回収状況

	配布数	回収数			回収率	
			有効回収数	無効回収数		有効回収率
3障がい	2,600	922	907	15	35.5%	34.9%

#### <障がい別回収数>

身体障がい者：有効回収数 333件（重複障害含む）

知的障がい者：有効回収数 290件（重複障害含む）

精神障がい者：有効回収数 358件（重複障害含む）



## (6) 調査結果

以下に調査結果の概要を示します。

### ■ 回答者の属性・障害の程度について

- 本調査における回答者の属性をみると、身体及び知的障がい者については男性が多い割合で、精神障がい者は女性が多い結果となっています。また、知的障がい者では若い世代が6割強を占め、身体及び精神障がい者では「40代以上」の中高年者が大半を占めています。
- 世帯構成については、身体障がい者では「配偶者」、知的及び精神障がい者では「母親」が上位に挙がっていますが、年齢層が異なることもあり、その他の上位に挙げられた同居人については様々な状況にあります。

### ■ 日常の動作・介助者について

- 日常の動作で介助を必要とする項目として、3障がいとも「家事」、「外出」がそれぞれ上位2項目となっています。
- 一方、介助を必要とする項目の割合は障がい別で大きく異なっています。「掃除・洗濯・炊事などの家事」では、身体及び精神障がい者が3割前後（それぞれ34.2%、28.8%）であるのに対し、知的障がい者では6割強（63.5%）と高い状況にあり、同様に「外出」（身体：35.4%、知的：55.5%、精神：21.8%）においても、知的障がい者では介助を必要とするものの割合が高くなっています。
- 主な介助者として、3障がいとも「親」が多く、特に知的障がい者では主な介助者を「親」とする回答割合が8割強（85.0%）を占めています。なお、現在は家族・親せきでの対応が多い状況ですが、主な介助者が介助できなくなった場合の対応については、「ホームヘルプ」や「ショートステイ」等のサービス利用の意向が高くなっています。
- 介助者の困りごととして、知的及び精神障がいでは上位2位が「精神的に疲れる」、「身体が疲れる」と共通していますが、身体障がいでは「身体が疲れる」に次いで「睡眠不足になりがち」が上位となっています。また、精神障がいでは「経済的な負担」の割合が比較的高い状況にあります。

### ■ 感染症対策について

- 感染症に関して困ること・不安について、身体障がい者では「感染した場合の重症化の不安」が最も高く、知的及び精神障がい者では「家族・介助者の感染による生活への支障」が最も高い状況となっています。
- 感染症に関して3障がいとも大半が国・県・市・事業者などに要望がある状況です。内容としては、「自粛等で仕事ができない場合の支援」が共通して高くなっています。

## ■ 外出について

- 外出時の交通機関について、3障がいとも「家族などが運転する自動車」が多い状況ですが、その他の項目として、身体障がい者では「自分で運転する自動車」が、知的及び精神障がい者では「路線バス」の利用が比較的多い結果となっています。
- 外出する上で困ることの有無をたずねた所、3障がいともおおむね半数以上が困ることがあると回答しています。困りごとの内容をみると、身体障がい者では車イスの取り回しに関する項目が多く、知的及び精神障がいでは「人の目が気になる」の項目が高くなっています。

## ■ 就労について

- 学校を卒業している方の就労状況をみると、身体障がい者が約5割（49.1%）、知的障がい者が3割弱（26.5%）、精神障がい者では6割弱（54.5%）が仕事をしていないと回答しています。仕事をしていない理由としては、「障がいにより、できる仕事がない」とする回答が最も高くなっています。
- 一方で、「求職中・職場訓練中」または「働きたいがどこに相談していいのかわからない」といった回答もみられるなど、就業意欲の高い回答者が一定数いることから、就業に結びつけるようなサポートが求められます。
- 就労に必要な環境として、3障がいとも「経営者・職場の人の理解」を1番に挙げています。その他の上位項目をみると、個々の健康状態や障がいの内容にあった仕事の内容・環境を求める意見が多くみられます。

## ■ 障害福祉サービス等について

- 障害福祉サービスの利用状況については、知的及び精神障がい者では「計画相談支援」の利用が多く、身体障がい者では「居宅介護（ホームヘルプ）」が多くなっています。その他についてはそれぞれで利用しているサービスの傾向が異なっています。
- 満足度の低いサービスとして、身体及び知的障がい者では「短期入所（ショートステイ）」、精神障がい者では「放課後等デイサービス」の満足度が比較的低い状況があります。
- サービスを利用していない理由として上位は3障がいとも共通していますが。
- また、「どのようなサービスが利用できるかわからない」については一定の利用意向があるものと推察され、サービス内容や利用条件、利用方法等の周知が必要と思われます。
- その他の福祉サービスの利用状況について、3障がいとも「相談支援事業」が共通して上位項目として挙がっており、その他は利用しているサービスの傾向が異なっています。
- 満足度の低いサービスとして、身体及び知的障がい者では「日常生活用具の給付等事業」、精神障がい者では「スポーツ・レクリエーション教室、文化芸術活動への参加」の満足度が比較的低い状況があります。

### ■ 成年後見制度について

- 成年後見制度について制度の内容を知っているのは、知的障がい者で約3割(30.3%)、精神障がい者では約2割(20.1%)となっています。どちらでも「知らない」が最も高く、知的障がい者では4割弱、精神障がい者では5割弱という状況です。
- 利用意向については、どちらも「必要な状況になれば考えたい」の回答が多く、知的障がい者では8割弱(77.6%)、精神障がい者では6割強(64.5%)となっています。

### ■ 浦添市の取り組みについて

- 浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例については、3障がいとも名前も内容も知らない回答が大半を占めています。
- 福祉のまちづくりへの要望については、3障がいとも約8割が市からの支援を希望する状況です。希望する支援として、「気軽に相談できる窓口」が最も多くなっています。
- パーキング・パーミット制度については、3障がいとも「障がい者等用駐車区画を本当に必要としている人が駐車可能となることが期待できる」、「沖縄県全体での取り組みが必要である」にそれぞれ3割以上の回答を寄せています。
- 障がい福祉関連複合施設については、3障がいとも施設に対して高い利用意向を示している状況です。

### ■ 相談や情報について

- 相談支援を利用している割合は、身体及び精神障がい者では2割台に対して、知的障がい者では4割強となっています。
- 相談したい内容として、身体及び知的障がい者では「支援や世話をする人がいなくなった後の生活」や「障害福祉サービスの利用に関すること」が上位2項目に挙げられています。精神障がい者では「自分の体調や精神面」、「経済面」に関することが多く挙げられています。
- 相談相手として、3障がいとも「家族や親戚」が多くなっています。また、精神障がい者では「医師や看護師」の割合も高くみられます。

### ■ 行政への要望について

- 今後行政に望むこととして、3障がいとも「障がい者への理解と関心」、「所得保障の充実」への要望が4割台と多くみられます。
- その他、身体障がい者では「ユニバーサルデザインの推進」、知的障がい者では「機能訓練や就労支援等、障がい者が通うことを目的とした施設の整備」、精神障がい者では「障がい者の雇用促進や就職情報の提供の充実」の割合が高くなっています。

### 3 関係団体へのヒアリング結果

#### (1) 関係団体ヒアリング

##### ■調査の目的

第4次でだこ障がい者（児）プランの改訂にあたり、市内の当事者団体や事業所の方々からご意見をうかがい、障害福祉の課題を把握するために実施しました。

##### ■調査概要

○ヒアリング対象：

当事者団体	(一社) 浦添市身体障がい者福祉協会、沖縄自閉症児親の会まいわーど、浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会
相談事業所	地域生活支援センターEnjoy、相談事業所ゆんたく、ピアサポートセンターほると、生活支援センターあおぞら
就労系事業所連絡会 (ジョブネットてだこ)	Ange、障がい者 IT サポートおきなわ、就労サポートセンターそら、就労プラザわく・わく、社会就労センターわかたけ

○調査方法：事前に配布した調査票項目に沿って、団体ヒアリングを実施

○ヒアリング期間：令和2年12月10日（木）～令和2年12月28日（月）

##### ■意向調査の結果

- ①当事者団体（(一社) 浦添市身体障がい者福祉協会、沖縄自閉症児親の会まいわーど、浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会）

○この5年間で取組が進んだこと、遅れていると感じていること。
<p>&lt;取り組みが進んだ事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合施設が出来ることにより、親子が育つ場として非常に重要な機能を果たすと期待できる</li> <li>・企業との連携や自立支援協議会の働きかけにより工賃を上げられた</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>&lt;遅れている・早急に対応が必要だと感じている事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉を主管する障がい福祉課のフロアに障がい者用トイレが無い</li> <li>・「うらちゃん mini」は誰でも利用できると謳っていながらリフトがないことで車いす利用者が乗車できず、その点が不満である。</li> <li>・中学生、高校生が放課後等デイサービスを利用しにくい。</li> <li>・中学、高校を卒業後、利用できる施設が少ない。なかでも引きこもりや就労まで至らない人に対する支援や、利用できる施設が圧倒的に少ない。</li> <li>・牧港に新しくできる複合施設に関しては当初構想されていた小学生以上の居場所作りが計画の途中で抜けてしまい困惑している。現状については不明点が多いため、開館前に市民向けの説明会をしてほしい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

<p>○今後、障がい者の社会参加の拡充を図っていくために、どういった支援が必要か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人にとっての自立とは、支援を受けないということではなく、必要な援助を受けながら、自分の意思に従って生き方を決めていくことだと考える。</li> <li>・放課後デイサービスや児童デイサービス、生活介護、就労 B 型、就労 A 型、就労移行支援等の事業所の合同説明会を持ってほしい。現在は、働きながら各事業所に説明を聞いて回らなければならないので、保護者の負担が大きすぎる。</li> <li>・文化的な活動が出来る部屋や支援が出来る支援員を増やしてほしい。(三味線、焼物、紅型、空手、琉球舞踊等)</li> <li>・障がいをもつ一人ひとりの行動の意図を汲み取って支援したり、適切に注意したりできる人材の確保・育成</li> <li>・当事者が幼いころからその地域にいるのが当たり前前に認められ、医療・学校・地域の連携によって本人のニーズを汲み、多くの体験をさせること</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○福祉のまちづくり条例やパーキング・パーミット制度への期待・ご意見。</p> <p>&lt;『浦添市福祉のまちづくり条例』の施行について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいや障がい者に対する理解と認識を深め、差別の解消や権利擁護の理念を浸透させるため、広報等の活用やイベントを実施し、積極的に周知を行い啓発する必要がある。</li> <li>・店内で障がい者(児)が偏見の目に晒されていると保護者が感じることもあるため、障がい者(児)に関する従業員の教育・理解を進めてもらいたい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>&lt;『パーキング・パーミット制度』の導入について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パーキング・パーミット制度により意識の変化が生まれることを期待したい。この制度を全県に拡大させるよう県に要望を出している。</li> <li>・知っている人があまりに少ないので市の広報でもっと情報を周知して、市民が全員知っているくらいにしてほしい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○各種障害福祉サービスなどや地域生活支援事業に関する質・量の不足や改善、未実施の障害福祉サービス等のニーズについて。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中高生の居場所、卒業後の居場所作り(神奈川県の場合が参考になる)。特に、就労までは至らない若者の居場所が絶対的に不足している。</li> <li>・事業所から民間企業等へアウトリーチできる人材がない。</li> <li>・サービス利用等各種手続きに時間がかかりすぎ、せつかく当事者に意欲が芽生えても結果を待つまでの間に継続できない。</li> <li>・サービスの利用範囲に縛りがあり、これまで要請してきたこともなかなか進まない。もう少し柔軟性があっても良いのでは。</li> <li>・発達障がいについては近年かなり力を入れて啓発が進んでおり、地域での理解も浸透してきているが、その一方で知的障がいや重複障がいへの対応が手薄になってきているのではないかと危惧している。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○新型コロナウイルス感染症への対応・期待したい取り組み(障がい者への支援のあり方として市や事業者へ期待したい事柄や、当事者団体として支援できる取り組み。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者や保護者、支援者が感染者ないし濃厚接触者になったとして、障がい者(児)が入院・隔離先で適切なケアを受けられるか不安である。</li> <li>・外部からの刺激がなくなると障がい者(児)は各機能が急激に落ちてしまうため、自粛期間中でもメリハリのある生活ができるプログラムがあるといい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

○その他自由意見（障がい者対策に関する提案事項等）

- ・災害時に情報を入手できない方や一人で避難できない方の避難方法の検討、障がい者に対応した避難所の設置や防災訓練等を行う必要がある。
- ・福祉避難所は宿泊をとまなう場合の対応やトイレ、寝具、意思疎通等に関して災害時に実際に機能するのか。要援護者支援に関しては自治会と協議の場をもちたいと考えているが今のところ接点はない。協会の役員や関係者を自治会に派遣した介護体験等の実施を通じて、災害時の対応に役立ててもらいたい。
- ・障がい者（児）向け防災マップを作ってもらいたい。避難する際に危ない道や車いすでは通れない道など。

等

②相談事業所（地域生活支援センターEnjoy、相談事業所ゆんたく、ピアサポートセンターほると、生活支援センターあおぞら）

○この5年間で取組が進んだこと、遅れていると感じていること。

<取り組みが進んだ事>

- ・自立支援協議会の各部会の活動が活発になったため、少しずつそれぞれの分野で課題を抽出し、それに対する対応を皆で検討できるようになった。
- ・自立支援協議会の活動が他市町村と比べても活発であり、住まい・地域移行支援部門では進展が少しずつあり、不動産会社側にも受入れに前向きなところが出てきた。
- ・以前は医療的ケア児に携わる人がいなかったが、関わる人が増えてきたことでチームが生まれ、支援の流れが出来てきた。

等

<遅れている・早急に対応が必要だと感じている事>

- ・実際に足りないサービスがあるが、なかなか事業所が増えていかない。特に短期入所や医ケア児に対するサービスが不足している。
- ・障害者が利用できるアパート物件が少ない。生活保護の基準以内の物件が少ない。居住サポート事業を利用しても保証人がいないとほとんど物件が見つからない。
- ・質のばらつきが事業所ごとにあるので均一にしてもらいたい。市の役割として事業の育成をしてほしい。実態把握をした上で取り組むべき。
- ・計画相談員の一人で受け持つ件数が多く、新規の利用希望者が相談支援事業所探しに苦労している。
- ・視覚障がいや車いすの方が利用できる就労系事業所が少ないことで、サービス利用に頼るかたちになっている。
- ・各中学校区に CSW がいるので、連携して障がい者(児)と関わるパイプとして学校には機能してもらいたい。沖縄市では福祉の予算で、利用者のヘルパーが学校教育の現場まで同行している。
- ・本来は医療的ケア児には保健師が対応すべきだが、市全体で役割分担ができておらず、保健師の役割が福祉の側から見えなくなっている。

等

○今後、障がい者の社会参加の拡充を図っていくために、どういった支援が必要か。

- ・既存の福祉サービス事業所だけでは、地域活動やボランティア活動まで取り組むことは難しい。そのためにも事業所と地域の団体に関わる機会を増やしていく必要がある地域の民生委員さんやCSWの方、ボランティア団体との接点がないのが実情である。
- ・地域住民として、障害者も住民とともに様々な機会を共有する機会が必要(保育、教育、就労等)。
- ・地域の見守りや声掛けがあれば障害者も地域に定着できる。
- ・地域社会に当事者が様々な役割で参加できるためには、それぞれの現場での個に応じた手助けが必要。(保育、教育、就労等)
- ・障がい者の社会参加のためにまず、地域や社会が理解を示す場をつくってもらいたい。

等

○福祉のまちづくり条例やパーキング・パーミット制度への期待・ご意見。

<『浦添市福祉のまちづくり条例』の施行について>

- ・内容についてあまり市民について周知されていないので、さらに広報活動を行う必要がある。
- ・目標に掲げる「全ての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、社会参加の機会を平等に保障される地域社会の実現」に期待したい。
- ・介護と障がい福祉とで進み具合がばらばらであり、「浦添市は福祉が進んでいる」と言われるときに指している内容は介護福祉に関することがもっぱらである。

<『パーキング・パーミット制度』の導入について>

- ・まだ認知されていないのか、周囲で利用者証を使っている人を見かけない。公共の場、特にスーパーでは見かけないので周知はまだまだだと感じる。

等

○各種障害福祉サービスなどや地域生活支援事業に関する質・量の不足や改善、未実施の障害福祉サービス等のニーズについて。

- ・短期入所、生活介護、居宅介護のヘルパー不足、医療的ケア児に対応した事業所など、必要とされているサービスだが、事業所がないので、利用できていないのが現状。
- ・福祉分野での人材不足に関しては、学生に向けたアピールが他の民間業界と比べて上手くない課題がある。福祉分野に関わる皆で考えてやっていかないといけない。
- ・福祉分野の人材不足に関して、当分野に魅力がないというよりも他に魅力のある仕事が多いことから選ばれていないのではないか。専門学校や大学の福祉学科の学生を業界に引き込む力が弱いので、実習でベテランとペアを組ませて自信を持たせるなどした方が良い。学生たちが卒業後にどういった進路を選んでいるか実態把握すべきではないか。
- ・強度行動障がいの方の利用できる社会資源、福祉サービスが少なく、家族が疲弊している状況がある。
- ・地域移行のために包括的な支援が必要だという事例やニーズの調査があれば、それらを根拠として県や市町村が動きやすいと思われる。介護分野で地域移行が進んでいくなら、そういう取組みに相乗りする方法もありえる。
- ・重度障害者等包括支援を沖縄県で提供している事業所がなく、他県の事例を参考に検討しているが市の担当課職員に重度障害者等包括支援の知識がない。制度がある以上は利用者の有無に関わりなくきちんと知識を備えた職員を配置しておくことが重要。
- ・介護福祉士のテキストでは障がい福祉に関わる部分が少なく、試験でも高齢問題ばかり出題される。介護福祉士の資格をとれても、障がい福祉の分野については自力で一から勉強しなければ身につかない現状がある。
- ・在宅介護は一人で担うハードな仕事だが、事前知識や体験を得る機会が少なく、就職にあたり躊躇する要因となっている。

等

○新型コロナウイルス感染症への対応・期待したい取り組み(障がい者への支援のあり方として市や事業者に期待したい事柄や、当事者団体として支援できる取り組み。)

- ・コロナ感染症のために、利用している事業所が一時的閉所し、自宅待機となり、生活リズムを崩した方もいる。一般就労していた障がいを持つ方が、自宅待機となり、そのまま契約解除となった。
- ・事業所としても、収入が減り、利用者の工賃が減ったとの声があった。
- ・放課後等デイサービス事業所より、児童の休みが多くなり、事業所収入に影響が出ているとの声があった。また、保護者の不安が大きくなっており、保護者への支援も必要という声があった。
- ・放課後等デイサービスの利用をいまだに控えている保護者がおり、児童が療育を受けられない状況がある。
- ・新規の施設入所のための見学、入所の相談ができない。
- ・感染を恐れて家族から施設の利用を制限され、または自分で制限している利用者がある。そのためストレスで精神的に具合が悪くなる人たちもいる。

等

○『精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム』の構築について。

- ・精神障がいを持つ方が、地域で暮らしていくためには、福祉関係者だけでなく、地域の住民や関係団体の協力が必要。そのためにも福祉関係者だけでなく、分野を超えた連携が必要。
- ・国からの通知を受けて各事業所で内容を検討すると解釈が難しく、補助金を受けられるかどうかなどで見解が分かれることがある。そのため市の方で説明会を設けてほしい。
- ・精神障害があると入居申込みで大家に断られたり、支援者の同席を理由に拒否されたりする。地域移行のサポートだけに関わるのではなく、地域住民レベルではまだまだ偏見や差別が残っており、大家さんなど地域も含めて偏見をなくしていくことが大切。
- ・障害福祉事業所と介護福祉事業所との意見交換等が必要。

等



○重層的相談支援体制構築に向けた考え方について(将来的なエリア設定の可能性等)

- ・現在の委託相談は障害種別での対応が主だが、地区別担当制になればこの委託相談も担当がわかりやすくていい。ただ、今までそれぞれ得意分野(精神、身体、知的など)で対応していたのが、地区別になると自分の担当以外で、今まで担当していた方や、それぞれの事業所の得意分野での対応ができなくなるのかと懸念があった。地区別にしても、委託相談同士の協働や、委託相談、基幹相談との連携は引き続き、大切になってくる。
- ・障害種別でなく地区割でやるのは良い。地区割になることで、責任の所在が明確になるし、地域で支える仕組みが作りやすくなると思う。  
とくに、浦添市は中学校区ごとにCSW と地域包括支援センターが支援のネットワークづくりを進めてきているので、そこに障害者も乗っかって進めていくことで、地域に根差した支援が可能になると考える。地域と連携して取り組みを進めることで、ニーズの掘り起こしやいま支援が届いていない障害者に支援を届けることが可能になると考える。
- ・障がいのみを捉えるのではなく、ライフステージに障がいのエッセンスが加わるだけと考えた方がよく、むしろ障がいの分野だけで対応するには限界がある。
- ・令和3年度から移行する、新しい基幹相談センターから市内5中学校区エリア分けの提案があった。時間をかけて利点・欠点を検討しながら進めても良いと思う。取り組んでみる価値はある。
- ・将来的にはエリア設定が理想ではあるが、そのための準備をきちんと行っていく必要がある。

等

○その他自由意見(障がい者対策に関する提案事項等)

- ・グループホームを含む地域で生活するための居住地が不足している。
- ・保証人なしでもアパートが借りられる制度があればいい。

等

③就労系事業所連絡会(Ange、障がい者 IT サポートおきなわ、就労サポートセンターそら、就労プラザわく・わく、社会就労センターわかたけ)

○この5年間で取組が進んだこと、遅れていると感じていること。
<p>&lt;取り組みが進んだ事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT 活用によるテレワーク等の働き方を広げることができた。</li> <li>・就労定着支援のように新しい取組みが生まれ、切れ目ない支援ができるようになった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>&lt;遅れている・早急に対応が必要だと感じている事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労定着支援のための人員を置かなければならず、一定の利用者を見込めないと採算がとれないため使いづらい。</li> <li>・また、計画相談では利益が出にくいいため新規に受け付ける事業所が少ない。</li> <li>・浦添市全体として情報のバリアフリー(アクセシビリティ)が進展していない。総務省「ウェブアクセシビリティ指針」を早急に実行すべき。</li> <li>・計画相談が続いていれば利用者の就労後もつながり続けられるが、計画相談も終了するためそれまでのつながりが切れてしまう。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
○就労支援系事業所連絡会があることの効果・今後の展望等。
<p>&lt;連絡会があることの効果・良かった点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所間の情報共有や資質向上のためのネットワークの役割</li> <li>・「働く応援フェスタ」等浦添市における障がい者就労支援の啓発広報・販売活動を主体的に行った。運営に関しては事業所間だけでなく、企業、特別支援学校、支援機関を巻き込んで実施することができた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>&lt;今後の展望&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の立ち上げ目的であった優先調達法での共同受注を目指す機運が再び高まっている。</li> <li>・行政に受注の窓口があればいいが、県のセルフセンターしかなく、浦添市にはない。受発注のコーディネートを浦添市にやってもらいたい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
○今後、障がい者の社会参加の拡充を図っていくために、どういった支援が必要か。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のまちとしてスポーツや芸術をテーマにしたイベントをできないか。</li> <li>・子どもへの支援では中学校区を単位にした運動会などの活動が多くみられるので、同様の活動を障がい分野でも行えないか。</li> <li>・地域が動かないと複雑困難事例を解決するのは難しいため、まずは横のつながりを作ってどのような問題があるか知ることが重要である。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
○福祉のまちづくり条例やパーキング・パーミット制度への期待・ご意見。
<p>&lt;『浦添市福祉のまちづくり条例』の施行について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容についてまったく知らなかった。認知度が低いと思われる。</li> <li>・施行はしているが、具体的事業体系が見えない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>&lt;『パーキング・パーミット制度』の導入について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記同様に具体的事業体系がみえない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
○就労支援に関するサービスの質・量の不足や改善のニーズについて。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者優先調達法の取り組み強化として、市役所各部署と就労支援事業所との発注マッチング機会を作って欲しい。</li> <li>・就労移行支援を利用して一般就労後、受給者証をもったまま、かつ半年間の定着支援期間中は受給者証の有効日数が減らないようにしてほしい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

<p>○新型コロナウイルス感染症への対応・期待したい取り組み（障がい者への支援のあり方として市や事業者に期待したい事柄や、当事者団体として支援できる取り組み。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援のノウハウが欲しかった。</li> <li>・緊急時の対応の線引きが明確になっていないため、市に指針を出してほしい。どういう状況になったら利用者を帰宅させるか、現状は Q&amp;A しかない。突然の休校や休園によってスタッフの出勤に影響が出たため、あらかじめ基準を定めてスタッフの出勤・配置について判断・予測できるようにしてほしい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○『精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム』の構築について。</p>
<p>&lt;精神の地域包括ケアシステム構築に向けた社会参加（就労）に関する課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者は家族と折り合いが悪く、地域移行のためアパートを借りようとしても保証人になってくれる人が周囲にいない。高齢になるとますます難しくなる。保証人を代わりに立てられる仕組みがあるといい。</li> <li>・障がい者が施設から地域に戻るには地域の理解が大切。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>&lt;上記以外の医療、障害福祉・介護、住まい、地域の助け合い、教育の課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の問題は地域包括支援センターに連絡すれば手厚くケアしてくれるが、障がい分野ではそういったものがない。介護の方が点数も高い。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○重層的相談支援体制構築に向けた考え方について（将来的なエリア設定の可能性等）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浦添市の各関係課間で連携する機会を設けてもらいたい。困難事例が一つの課の範囲で解決することはこれまでなく、庁内でも連携してほしい。</li> <li>・浦添市は中学校区エリアでの地域福祉体系ができていることから、障がい者支援についても中学校エリアでの相談支援、保健・福祉・医療体系構築を目指してほしい。</li> <li>・障がい者が高齢化すると介護保険が優先となっていくが、受け皿となるような共生型サービスを提供している事例はあまり聞かない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○その他自由意見（障がい者対策に関する提案事項等）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療側で障がい者が利用できるサービスについて知らない場合があり、障がい分野側からサービスの紹介につながらず、本人が引きこもってしまう事例もある。特定疾患に該当せず、医療と福祉のはざまに置かれる人が増えてきている。</li> <li>・医療や介護、福祉、子ども等の分野にまたがる連絡協議会があれば、一生の間でたまたま障がいがあると捉えて年齢や属性で区切らずに支援できるのではないか。</li> <li>・SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」を、切れ目のない支援に引きつけて障がい者（児）プランとの関連性について考えたい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

## (2) 関係機関等への意見聴取結果

### ・『医療法人へいあん 複合施設プロジェクトチーム』からの主な意見

(「浦添市における相談支援体制に関するニーズ調査結果」を踏まえた意見交換より)

- ・プランにはしっかり目指すべき方向性を書いてあるが、それについての点検の機能がないのが、浦添市に限らず一番の弱点である。
- ・災害時の要援護者登録名簿の登録があまり進んでいない状況で、実態把握はやらないのか。福祉避難所に行けなかったり、福祉避難所が使えなかったりすることが解っている方は、煩わしいので福祉避難所に避難しないという方も多い。
- ・サービスの質の向上が課題となっている。市内の計画相談事業所は1人事業所のところも多く、現状ではこなすだけで精一杯な事業所も多いと思われるが、想いを持って仕事をしている事業者も多い。
- ・触法障がい者の出所後の対応なども課題となっている。市の協力も必要である。 等

### ・浦添市障がい者自立支援協議会からの主な意見

- ・移動支援事業(ガイドヘルパーの派遣)について、余暇活動の時間数とは別に個々が必要としている時間(機能訓練にかかる時間)を支給して欲しい。肢体不自由の場合、機能訓練等への移動が家族の負担になっていることが多く、高齢になるにつれて訓練が受けにくくなる。本人のQOLの低下を招かないためにも必要な時間であると考えます。
- ・リフト付バス運行事業の充実について、機能低下や内部疾患等の重複した障がいを持ち合わせる方、経済的に困窮している軽度の障がい者など、外出時に身体的リスク及び転倒リスクが高い方まで拡大して欲しい。
- ・雇用の場の確保・拡大と同時に就労している人たちが定着できるよう那覇市が行っているジョブサポーター派遣事業を浦添市においても実施していただきたい。職場定着支援や余暇活動のサポートをできるボランティアを育成、派遣することで就労している障がい者の安定的、継続的な職場への定着が図れると考える。 等

### ・『浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進会議』からの主な意見

- ・緊急通報システムは固定電話がないと使えないシステムとなっている。固定電話がない家庭も増えているが、同システムを必要としている方は多いと思う。IT化していくようなことを考えていけないか。
- ・浦添市手話言語等条例について、アンケート結果をみても条例の周知が進んでいない状況であるが、今後どう周知していくつもりか。
- ・浦添市では、毎月第3水曜日を「手話言語等コミュニケーション手段推進の日」と定めており、沖縄県でも同様に「手話推進の日」としている。手話の日について、浦添市では何か取り組みを行っているのか。
- ・「意思疎通支援事業」の見込み量について、手話通訳者と要約筆記者派遣事業の実利用見込み者数が一括りになっているが、それぞれの内訳が分かるようにしていくべきではないか。
- ・「手話奉仕員養成研修事業」については社協に委託しているが、せっかく手話通訳者を2名設置しているので、直営にしていきたいことを検討して欲しい。 等

## 4 計画策定の経緯等

### ■策定の経緯

年 月 日	会議内容等
令和2年7月16日 ～8月5日	浦添市障がい者（児）の「生活実態」及び「意識」に関するアンケート調査実施
7月27日	第1回作業部会 ・プラン策定の背景・進め方等 ・現プランの点検について（記入方法の説明等）
8月13日	第1回浦添市福祉保健推進協議会 ・浦添市福祉保健推進協議会へ諮問
8月中旬	第4次プランの実施状況に関する各課ヒアリングの実施
10月2日	第1回検討委員会及び第2回作業部会合同会議 ・プラン策定の背景・進め方等 ・法・上位関連計画、アンケート結果等の説明 ・現プラン点検結果について
11月6日	第1回策定専門部会 ・プラン策定の背景・進め方等 ・法・上位関連計画、アンケート結果等の説明 ・現プラン点検結果について ・課題の整理について
11月26日	第2回策定専門部会 ・総論部分について（理念・基本的視点・目標等） ・障害福祉計画・障害児福祉計画について（成果指標・サービス見込み量）
12月10日	関係団体ヒアリングの実施 ・当事者団体ヒアリング ・委託相談支援事業所ヒアリング
12月17日	関係団体ヒアリングの実施 ・就労系事業所連絡会ヒアリング
12月23日	関係団体ヒアリングの実施 ・当事者団体ヒアリング（追加分）
12月25日	第3回策定専門部会 ・団体ヒアリング結果の概要報告

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各論部分（具体施策）について</li> <li>・障害福祉計画・障害児福祉計画について（見込み量の確保方策等について）</li> </ul>
12月28日	平安病院（令和3年度からの基幹相談支援センターの業務委託先）との調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内相談事業所への意向調査結果（概要）の聞き取り</li> <li>・施策案などに対する意見交換</li> </ul>
令和3年1月12日～20日	浦添市障がい者自立支援協議会協議会員への意見聴取
1月22日	手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連施策についての意見交換</li> </ul>
1月27日	第4回策定専門部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話言語等推進協議会からの意見等の概要報告</li> <li>・施策等の修正内容について</li> <li>・重点施策について</li> <li>・計画内容の全体確認</li> </ul>
2月5日～3月4日	パブリックコメントの実施
2月24日～3月4日	検討委員会委員・作業部会メンバーへの意見聴取
3月8日	第2回検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画内容の全体確認</li> </ul>
3月15日	浦添市福祉保健推進本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画内容の全体確認</li> </ul>
3月18日	第3回浦添市福祉保健推進協議会 （※第2回推進協議会は別の議題で開催） <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体確認</li> <li>・市長への答申</li> </ul>

○浦添市福祉保健推進協議会規則

平成7年3月31日

規則第4号

注 平成30年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)第3条の規定に基づき、浦添市福祉保健推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、本市の福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について審議し、答申するものとする。

2 協議会は、福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について、市長に対し必要な助言を行うことができる。

(令元規則8・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係機関及び関係団体の構成者等
- (3) その他市長が必要と認める者

3 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、市長が委嘱する。

(令元規則8・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、その者の担任する専門事項に関する審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、及び会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、協議会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席さ

せ意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第7条 会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議案書及び参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面でその意見を聴き、前条の会議に代えることができる。

- 2 書面による審議は、指定した期日内に委員の過半数の回答がなければ成立しないものとする。
- 3 書面による審議は、書面により回答をした委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令2規則 50・追加)

(専門部会)

第8条 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第3条第2項の委員のうちから会長が指名した委員及び同条第3項の専門委員で構成する。
- 3 前3条の規定は、部会について準用する。

(令2規則 50・旧第7条繰下・一部改正)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総括的事務については福祉健康部福祉総務課において処理する。ただし、総括的事務以外の事務については、福祉健康部又はこども未来部の当該事務の担当課において処理する。

(平 30 規則7・一部改正、令2規則 50・旧第8条繰下)

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(令2規則 50・旧第9条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 浦添市障害者福祉都市推進協議会規則(昭和 57 年規則第 12 号)は、廃止する。

附 則(平成7年 10 月 27 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月 31 日規則第 12 号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成 11 年4月1日規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年9月1日規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年3月 26 日規則第1号)



この規則は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年3月 29 日規則第 25 号)

この規則は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則(平成 30 年3月8日規則第7号)

この規則は、平成 30 年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月 19 日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年8月 20 日規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行する。

■浦添市福祉保健推進協議会 委員名簿

(任期：令和元年10月17日～令和3年10月16日)

	氏名	役職等	備考
1	上地 武昭	おきなわ地域福祉研究会 会長／沖縄大学 名誉教授	会長
2	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授	
3	砂川 清徳 新垣 和歌子*	浦添市民生委員児童委員連絡協議会 副会長 浦添市民生委員児童委員連絡協議会 会長	副会長
4	宜野座 富夫	浦添市自治会長会 副会長（浦西自治会長）	
5	与那覇 涼	うらそえ介護福祉士会 会長	
6	肥谷 菊乃	浦添市地域包括支援センター「さっとん」センター長	
7	大浜 明美	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会 会長	
8	牧志 正人	浦添市身体障がい者福祉協会 会長 （相談支援事業所 ピアサポートセンターほると）	
9	村田 涼子	社会福祉法人若竹福祉会 理事長 （相談支援事業所 地域生活支援センター「Enjoy」）	
10	比嘉 真也	医療法人へいあん 平安病院 地域医療部長 （相談支援事業所 ゆんたく）	
11	前田 真利 狩俣 直美*	浦添市学校保健会 会長	
12	池村 剛 大濱 篤*	一般社団法人浦添市医師会 会長 一般社団法人浦添市医師会 理事	
13	下地 雅一	南部地区歯科医師会 浦添班長	
14	又吉 りつ子	浦添市社会福祉協議会 常務理事	
15	上原 聖也 比嘉 隼人*	浦添市青年連合会 会長 浦添市青年連合会 事務局長	
16	仲座 スガ子	浦添市子ども会育成連絡協議会	
17	宮平 玲那	浦添市立森の子児童センター 館長	
18	川上 幸子 鈴木 伸章*	浦添市ボランティア連絡協議会 会長	
19	松堂 貴浩 渡名喜 守聖*	浦添商工会議所 総務部長	

※団体の役員変更等に伴う委員の変更（補欠委員）

■浦添市福祉保健推進協議会 障がい者プラン策定専門部会 委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授	部会長
2	照屋 明子	浦添市社会福祉協議会 地域福祉推進第1係長	副部会長
3	仲根 建作	浦添市障がい者就労支援系事業所連絡会 ※障がい者ITサポートおきなわ管理者	専門委員
4	勝連 啓介	平安病院小児科・児童精神科 専任科長	専門委員
5	牧志 正人	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会 会長	専門委員
6	村田 涼子	社会福祉法人若竹福祉会 理事長	専門委員
7	大浜 明美	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会 会長	専門委員
8	栗国 あづさ	株式会社レキオス※浦添市障がい者居住サポート事業受託業者	専門委員

○浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会規則

平成 29 年3月8日

規則第 12 号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例(平成 28 年条例第 25 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定に基づき、浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選定する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに在任しないときは、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、協議会の構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(平成 30 規則7・一部改正)

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

この規則は、平成 29 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年4月1日から施行する。

■浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会 委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	本田 一郎	浦添市ろう者協会会長	会長
2	根間 洋治	沖縄県難聴・中途失聴者協会 会長	副会長
3	牧志 正人	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会 聴覚部	
4	長嶺 房子	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会 視覚部	
5	長嶺 峰子	手話通訳者	
6	宇栄原 美奈子	手話通訳者	
7	山崎 真由美	音訳関係者（音訳ボランティアサークル）	
8	安田 のり子	音訳関係者（音訳ボランティアサークル）	
9	新里 武太	要約筆記関係者（要約筆記サークル）	
10	比嘉 ヨシ子	点字関係者（点訳サークル）	
11	真謝 孝	前沖縄聴覚障害者情報センター施設長（学識経験者）	
12	照屋 明子	浦添市社会福祉協議会 地域福祉推進課（その他関係団体）	
13	宮城 明美	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会 副会長（その他関係団体）	

## 第4次てだこ障がい者(児)プラン(改訂版)検討委員会設置要綱

令和2年4月 28 日市長決裁

令和2年8月 28 日一部改正

令和2年9月 30 日一部改正

### (設置)

第1条 第4次てだこ障がい者(児)プラン(改訂版)(第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)策定に必要な検討を行うため、第4次てだこ障がい者(児)プラン(改訂版)検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、浦添市福祉保健推進協議会(以下「協議会」という。)にその結果を報告する。

- (1) 障害者計画に関すること。
- (2) 障害福祉計画に関すること。
- (3) 障害児福祉計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか計画策定に必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は福祉健康部長を、副委員長は福祉総務課長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

3 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

### (書面による審議)

第6条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議案書及び参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面でその意見を聴き、前条の会議に代えることができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、第4次でだこ障がい者(児)プラン(改訂版)作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

- 2 作業部会は、第2条に掲げる各事項の具体的内容を検討する。
- 3 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 8 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が委員会に報告するものとする。

(任期)

第8条 委員及び部会員の任期は、委員会及び作業部会の設置目的が達成されたと認められるまでとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

■浦添市福祉計画検討委員会委員・作業部会員名簿

検討委員会委員名簿（令和3年3月現在）

	氏名	役職等	備考
1	高江洲 幸子	福祉健康部部長	委員長
2	金城 徹	福祉健康部福祉総務課長	副委員長
3	石坂 ひとみ	企画部国際交流課長	
4	与那覇 純子	市民部市民生活課長	
5	新里 優子	市民部経済観光局産業振興課長	
6	平良 淳	福祉健康部障がい福祉課長	
7	福原 雅史	福祉健康部健康づくり課長	
8	盛本 克枝	こども未来部保育課主幹	
9	末広 良憲	教育部文化スポーツ振興課長	
10	島袋 友木治	教育部文化財課長	
11	川上 あけみ	教育部社会教育推進課長	

作業部会委員名簿（令和3年3月現在）

	氏名	役職等	備考
1	喜名 孝	企画部 国際交流課 広報広聴係長	
2	又吉 優	市民部 市民生活課 市民生活係長	
3	宮平 隆	市民部 市民生活課 市民生活係主査	
4	西田原 緑	市民部経済観光局 産業振興課 雇用創生係長	
5	眞境名 利恵	福祉健康部 福祉総務課 管理係長	
6	金城 栄律	福祉健康部 障がい福祉課 障がい福祉係長	部会長
7	前川 和人	福祉健康部 障がい福祉課 支援給付係長	副部会長
8	米須 清隆	福祉健康部 障がい福祉課 支援給付係主査	
9	宮平 愛	福祉健康部 健康づくり課 予防係主査	
10	赤嶺 さゆり	こども未来部 保育課 保育係主査	
11	照屋 かおり	教育部 文化スポーツ振興課 文化振興係長	
12	親富祖 弘也	教育部 文化スポーツ振興課 スポーツ振興係長	
13	安和 吉則	教育部 文化財課 美術館係長	
14	中曽根 敦	教育部 社会教育推進課 公民館係長	



## 5 用語解説

### あ行

#### アクセシビリティ

・建物・製品・ソフトウェアなどが、年齢や能力などに関係なく、どの程度利用可能であることを表す概念のこと。特に、障がい者や高齢者にとって、どの程度利用可能であることを表す意味で用いられている。

#### 医療的ケア児

・人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。近年の新生児医療の発達により、医療的ケアを必要とする子どもの数は増加傾向にある。

#### インクルーシブ

・インクルーシブ(inclusive)とは、「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」という意味。障がい者だからといって排除されたり、単なる保護の対象として扱われたりするだけでなく、健常者と同じ権利を持った主体として、社会の一員に含まれるような「共生社会」を目指そうというもの。その基となった障害者権利条約では、障害者の「自ら選択する自由」が強調されている。

#### ウェブアクセシビリティ

・Web を利用する全ての人々が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、Web で提供されている情報に問題なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できること。

#### 浦添市福祉のまちづくり条例

・高齢者、障がい者、子育て世代等をはじめとする全ての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、保証される地域社会の実現を目指すため、令和2年6月26日に成立し、同年10月1日から施行された。(市HPより)

#### 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）

・全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対応な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して制定された条例。平成26年4月1日より施行。

#### 沖縄県福祉のまちづくり条例

・高齢者、障がい者をはじめ全ての人々が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び等しく社会に参加することができる地域社会を実現するために、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本方針を定め、県民の福祉の増進に資することを目的とし、平成9年に制定。

条例施行後の少子高齢化の進展やバリアフリーに関する法令等の整備などを踏まえて、平成 17 年 10 月に条例の一部を改正し、平成 18 年 3 月に条例施行規則の一部を改正するなど、その時々々の社会情勢の変化にも柔軟に対応している。バリアフリーに関する新たな法律(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が施行されたことから、条例施行規則のうち、道路、公園等、公共交通機関の施設、路外駐車場に関する基準の見直しを進めてきている。(県 HP より)

## か行

### 学童クラブ

- ・保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童について、放課後適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成をはかること。

### 基幹相談支援センター

- ・地域の相談支援の拠点として、身体障害・知的障害・精神障害の総合的な相談業務を行う。自ら、障がい者等の相談、情報提供、助言を行う場合もあるが、地域の実情に応じて、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、成年後見制度利用支援事業の実施などの業務を担う。

### きこえのサポーター

- ・「聞こえにくい」「聞こえない」ことにより日常生活を送る上で感じる“生活のしにくさ”などについて理解し、筆談を活用して「聞く」「伝える」ことへの配慮やサポートを行うボランティア。

### 共生型サービス

- ・高齢者や障がい者が共にサービスを利用できるよう、介護保険、障害福祉それぞれにサービスを位置付けたもの。同一の事業所で、一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する取り組み。

### グループホーム

- ・障がいのある人が地域で共同生活を営む住居のこと。地域社会の中にある住宅(アパート・マンション・一戸建て等)で、同居あるいは近隣に居住する専任の世話人が、食事の提供、相談、金銭管理など日常生活における援助・指導を行う。

### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

- ・平成 17 年 7 月に国土交通省が策定したユニバーサルデザイン政策大綱の考え方を踏まえ、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合拡充し、より総合的、一体的な法制度を構築したもの。高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するための措置を講ずることによ

り、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進をはかり、公共の福祉の増進に資することを目的としている。令和2年5月20日にバリアフリー法の一部を改正する法律が公布され、令和3年4月1日より施行される。

#### コーディネート

・仕事の流れを円滑にするための調整のこと。障がい者などからの相談に応じ、必要とするサービスを総合的に判定し、地域内の関係者、施設、ボランティア団体、その他の関係団体との調整を通じて、適切なサービスを利用できるようにすること。

#### コミュニティソーシャルワーク事業／コミュニティ・ソーシャルワーカー

・支援を必要とする地域住民に対して、地域や人とのつながりなど個々の生活環境を踏まえ必要な支援を見極め、地域の資源(福祉サービス事業所、地域活動団体、ボランティア等)を活用し、総合的に支援を行う事業。その事業に携わる専門職をコミュニティ・ソーシャルワーカーという。コミュニティ・ソーシャルワーカーは、各個人の状況に応じた支援方法を検討し、関係機関との連携等により支援を行うとともに、地域支援のネットワークづくり等を行う役割を担っている。

#### コミュニティづくり推進委員会

・地域のさまざまな団体によって構成され、地域で必要とされる支え合い活動に組織的に取り組んだり、地域の福祉に関する意識づくりを進めたりする活動を行う。

さ行
----

#### 重層的支援体制整備事業

・令和3年4月1日より施行される改正社会福祉法第 106 条第4項に基づき、支援対象者の年齢や属性を問わない包括的な支援体制を市町村が実施できるようにする任意事業。

#### 手話言語条例（浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例）

・手話は言語であるという認識に立ち、手話言語等コミュニケーション手段の理解及び理解促進をはかり、かつ、手話言語等コミュニケーション手段を保障するための合理的配慮や環境整備をはかり、障がいのある人もない人も共につながり、心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする条例。

#### 手話奉仕員

・聴覚障害者や音声または言語機能障害者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。

## 障害者基本法

- ・障害者基本法は、昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」が、平成5年に大幅に改正されたもので、障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するための法律として名称も改められたものである。さらに、平成16年6月の障害者基本法の改正により、「障害を理由とする差別禁止」の理念が明示された。また、平成23年8月に施行された改正法では、「障害」の範囲に発達障害や難病等に起因する障害が含まれることなどが明確化された。

## 障害者雇用支援月間

- ・障がい者の職業的自立意欲を喚起するとともに、障がい者の雇用問題に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を一層深めることを目的に、9月を障害者雇用促進月間と定める。

## 障害者総合支援法

- ・「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された法律のこと。障害者(児)を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月に障害者総合支援法に法律の題名も変更されて施行された。

## 障害者週間

- ・国民に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

## 障害者就業・生活支援センター

- ・職業生活における自立をはかるため、就業及びこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をはかりつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援をおこなう組織。

## 障がい者福祉のしおり

- ・障がいのある人等が利用できる各種サービス、制度などの内容をまとめた冊子。浦添市福祉事務所作成。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- ・差別解消措置や差別解消支援措置などを通じて差別の解消を推進しようとする法律であり、それによって共生社会の実現に役立つことを目的にしている。

第1条において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定められている。

平成 25 年 6 月 26 日に公布され、一部を除き平成 28 年 4 月 1 日に施行。

## しよくわや 職親制度

- ・障がい者が協力事業所（職親）に通い、障害や病気等のために低下している仕事に対する集中力や持久力、職場の同僚や上司との人間関係、職場でのストレスに耐える力や解消の仕方など、作業を通して取り戻し、社会的自立の促進、社会復帰をはかることを目的とする。職親については知的障害福祉法第16条第3項に基づき、市町村が認めるものをいう。

## 職場適応援助者（ジョブコーチ）

- ・就労を希望する障がい者と一緒に職場に行き、共に作業したり、障がい者が職場で働きやすいように援助を行ったりする専門職。障がい者への支援だけでなく、事業主や従業員に対しても職務・職場環境の改善を助言・提案し、障がい者の職場定着をはかることを目的とする。

## 自立支援協議会

- ・地域において障がいのある人の生活を支えるため、相談・支援に関し中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築及び推進などに向けた協議を行う組織で、課題解決への具体的な道筋を明確にするとともに、障がい者に関する意識の変革を促す重要な役割を担っている。

浦添市では平成 20 年7月に設立されており、より専門的な内容を協議するため各専門部会を設けている。

## 成年後見制度

- ・障害により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に後見人はその契約を取り消したりすることにより、これらの人を不利益から守る制度。

### 相談支援専門員

- ・障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。(独立行政法人福祉医療機構 HP より)

た行
----

### 地域活動支援センター

- ・創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場。

### 地域包括ケアシステム

- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していくこと。

### 特別支援学級

- ・小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級。平成 19 年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行されるまでは「特殊学級」という名称。

### 特別支援学校

- ・現在の盲・聾(ろう)・養護学校の障害種ごとの区分をなくし特別支援学校とし、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。

### 特別支援教育

- ・特別支援教育とは、従来の特教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

### 特別支援教育コーディネーター

- ・校務として位置づけ、全ての小中学校や特別支援学校に置いて、校内の関係者や外部の関係機関との連携調査、保護者からの相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営等を担う。

## トライアル雇用

- ・ハローワークが紹介する対象労働者を事業主が短期間(原則3ヶ月)雇用し、その間に事業主と対象労働者とで、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りをはかる制度。

## な行

### 難病

- ・厚生労働省が指定した特定疾患の通称。同省の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。②経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病としている。

### ニーズ

- ・要求、必要、需要。

### 日常生活自立支援事業

- ・知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その者の権利を擁護することを目的とする事業。

### 日常生活用具

- ・身体障がい者(児)が日常生活を送る上で障害による負担を軽減するための用具。

### ノーマライゼーション

- ・障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそ当たり前(ノーマル)の姿であるという考え方。

## は行

### 発達障害、発達障害者(児)

- ・生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態。発達障害者支援法第2条では、「この法律において『発達障がい』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義している。また、同第2項では「この法律において『発達障害者』とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、『発達障害児』とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。」と定めている。

## 発達障害者支援法

・発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障がい者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援をはかり、それによってその福祉の増進に寄与することを目的とした法律。平成28年5月に改正された。

## バリア、バリアフリー

・バリアとは、障壁。バリアフリーは、障がいのある人や高齢者が生活していくうえで、段差など障壁(バリア)となるものを除去するという意味で使われてきたが、現在では物理的な障壁に限らず、障がいのある人の社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除く意味で用いられている。

## ピアサポート

・障がいのある人や家族などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障がいをもった人などの相談に応じ、問題解決のための助言・支援を行うことをピアサポートといい、その相談に応じる支援員をピアサポーターという。

## 法定雇用率

・民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用しなければならないこととされている。

※令和3年3月より引き上げ

事業主区分	法定雇用率
民間企業（従業員43.5人以上規模の企業）	2.6%
国、地方公共団体	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.5%

## 補装具

・身体障がい者(児)の失われた身体機能を代償または補完し、日常生活や職業生活を容易にするための用具で、義肢・盲人用杖・義眼・補聴器・車いす・歩行器・ストマ用装具などがある。

## ボランティア

・自発的な意志に基づいて人や社会に貢献する人または活動。



## ま行

### メディアユニバーサルデザイン

- ・全ての人が違和を感じることなく印刷物やインターネットを見られるようにし、公共性の高い官公庁・病院などの災害情報や食品や薬品の安全情報など生命にかかわる重要な情報等を得ることができるようにすること。

## や行

### ユニバーサルデザイン

- ・障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ製品、建物、空間をデザインすること、そのような考え方。

## ら行

### ライフステージ

- ・人の一生を、乳幼児期、青少年期、壮年期、中年期、高年期などと分けた、各段階のこと。

### 療育

- ・心身に障がいのある児童に対し、早期に適切な医療や教育を行い、障害の治癒や軽減をはかり、発達を促すこと。

## わ行

### ワーク・ライフ・バランス

- ・やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどを導入している



第4次てだこ障がい者（児）プラン<改訂版>

第4次浦添市障害者計画・第6期浦添市障害福祉計画・第2期浦添市障害児福祉計画

令和3年3月 発行

発行：浦添市 福祉健康部 福祉総務課／障がい福祉課

沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号

電話：098-876-1234（代表）